

プレミアム付商品券購入引換券の交付申請について プレミアム付商品券事業のお知らせ

【問い合わせ】社会福祉課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

●プレミアム付商品券購入引換券交付対象者（①と②の両方対象の方は両方の条件で購入可）

①令和元年度分の市町村民税(均等割)が課税されない方

ただし、下記のA～E場合は対象外となります。

- A.あなたを扶養している方が令和元年度分の市町村民税(均等割)が課税されている場合
- B.生活保護制度の被保護者となっている場合
- C.4国残留邦人等に対する支援給付の受給者である場合
- D.ハンセン病療養所等非入所者給付金の受給者である場合
- E.ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護を受けている者である場合

②2016.4.2～2019.9.30までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

②の条件に該当する世帯主へは、申請なしで行方市から購入引換券を直接郵送します。

●商品券の販売額

◎ 1人につき 25,000 円分 の商品券を 20,000 円 で販売します。

※5,000円分（1,000円分5枚1組）の商品券を 4,000円 で期間中5回まで分けての購入もできます。

●基準日 ①の基準日：平成31年1月1日時点 ②の基準日：令和元年6月1日（7月31日・9月30日）時点

申 請 方 法

①に該当する方

- 申請先：行方市役所 玉造庁舎 社会福祉課 プレミアム付商品券担当係
- 申請期間：令和元年8月6日（火）～ 令和元年11月29日（金）まで
- 申請書類：「プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」を対象者の方へ 8月6日（火）に市役所から郵送します。
※交付申請書の記入方法については、申請書「記入例」を参照してください。
※記入した交付申請書は通知書（お知らせ）と併せて郵送した返信用封筒で行方市役所社会福祉課に送付してください。
- その他：基準日（平成31年1月1日）時点で住民票が行方市にある方が対象です。
※一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、基準日の翌日以降であっても行方市で住民票の手続きを行えば申請を行うことができます。
※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに行方市にお住まいの方については、行方市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

プレミアム付商品券購入引換券の交付

①に該当する方

- 交付方法：提出された交付申請書で対象者であることを確認後、プレミアム付商品券購入引換券を交付（郵送）します。
※購入引換券は対象の人数分（1人につき1枚）交付します。
※9月中旬の郵送予定です。購入引換券は再発行できません。大切に保管してください。

プレミアム付商品券の販売

①②共通

- 販売場所：市内11カ所の郵便局（麻生・矢幡・行方・大和・北浦・武田・要・玉造・井上・羽生・玉造上山）
- 販売期間：令和元年10月1日（火）～ 令和2年1月31日（金）まで
※販売時間は 9：00 ～ 16：00 までになります。
※土、日、祝日は郵便局窓口が休みのため販売していません。
- 販売方法：プレミアム付商品券購入引換券で購入対象者の確認を行います。（忘れず持参してください）
※販売するときに、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証等で本人確認を行います。
- その他：商品券の有効期限は 令和元年10月1日（火）～ 令和2年2月29日（土）まで になります。
※有効期限が過ぎると無効となり商品券を使うことができません。 ※販売した商品券は払い戻しできません。

ご 注 意

- 申請期間は、各市区町村により異なります。行方市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認してください。
- 行方市から転出された方は、行方市の購入引換券を転出先のものと交換することができます。転出先の市区町村にお問い合わせください。

問 い 合 わ せ

行方市役所 玉造庁舎 社会福祉課「プレミアム付商品券担当窓口」 電話：0299(55)0111

農業振興地域整備計画の総合見直しに伴い、

令和2年度は、農振除外の申出（随時変更）の受付を一時停止します

【問い合わせ】農林水産課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

本市の農業振興地域整備計画は、平成24年2月に総合見直しが行われ、それから7年が経過しています。このため、農業振興地域の基礎調査を実施し、新たな農業振興地域整備計画の策定に向け、総合見直しの作業に取り組みます。

総合見直しの作業は、令和元年度に基礎調査を行い、令和2年度中に計画策定を完了する予定です。

農振除外の申出（随時変更）は、年3回の受付（5月末、9月末、翌年1月末締切）を行っていますが、この総合見直しに伴い、令和2年度については、農振除外の申出（随時変更）の受付を一時停止します。

なお、農振除外を希望される方は、事前に問い合わせ相談後、申出書類等を作成し、令和2年1月31日までに申し出てください。

事前問い合わせ、相談等がなく、締切間際で申し出をされますと、書類不備等により受け付けることができないことがありますので、ご注意ください。

大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

▶令和元年度 受付締切日

令和元年9月30日（月）

令和2年1月31日（金）

▶令和2年度 受付の一時停止期間

※受付再開は、令和3年5月31日締切分からを予定しています。

水産業者の学校給食用物資納入業者登録申請の受付を行います

【問い合わせ】北浦学校給食センター ☎0291-35-2581

学校給食用物資の購入に際し、安心安全な物資の調達を図るため、基準を満たす物資納入業者の登録を行います。

今回は、学校給食に行方市産の水産加工品を活用するため、水産業者の登録を受付します。

（品目の一例：鯉でんぷん付き、わかさぎ煮干し等）

▶**受付期間** 8月7日（水）～8月30日（金）午前9時～午後4時 ※土・日曜日、祝日、23日（金）を除く

▶**提出書類** 学校給食用物資納入業者登録申請書

【添付書類】

- ①食品衛生監視票（写し）※90点以上で1年以内のもの
- ②保健所の食品営業許可証（写し）
- ③主な販売先調書（平成30年）
- ④取扱業者報告書
- ⑤営業所、製造所、倉庫の所在地および見取図
- ⑥納税証明書（令和元年度）

※学校給食用物資納入業者登録要領や様式は、麻生・北浦の学校給食センターにあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

▶受付場所

行方市立北浦学校給食センター

〒311-1705 行方市内宿738-1 ☎0291-35-2581

高齢者を対象とした無料の歯科健康診査を実施します

【問い合わせ】茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎029-309-1212

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施します。

▶期間 9月1日(日)～12月31日(火) ※ただし、歯科医療機関の休診日は除きます。

▶対象者

茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、以下の年齢の方

- ①昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生まれの方
- ②昭和13年4月1日～昭和14年3月31日生まれの方
- ③昭和8年4月1日～昭和9年3月31日生まれの方

※対象となる方に、8月中旬頃に健診の案内を送付します(施設等入所者除く)。



▶検診内容

①問診、②歯の状態、③咬合状態、④口腔衛生の状態、⑤口腔乾燥の状態、⑥歯周組織・粘膜の状況、⑦口腔機能評価、⑧呼吸の異常、⑨指輪っかテスト、⑩反復唾液嚥下テスト、⑪事後指導(セルフケアの歯ブラシ指導)等

▶受診場所

茨城県歯科医師会に所属の事業実施歯科医療機関

※「実施歯科医療機関一覧」は、健診の内容と併せて対象者に郵送します。

▶受診方法

- ①受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者医療歯科健康診査事業で歯科健診を受診する旨を伝えて、予約をしてください。
- ②受診日までに、受診票内の問診項目をご記入の上、受診日当日に被保険者証、受診券、受診票、健康手帳、歯ブラシをお持ちになって受診してください。

食生活改善推進員養成講座 受講者を募集します

【問い合わせ】健康増進課(行方市保健センター) ☎0291-34-6200

食を通じた健康について学び、家庭で実践しながら、地域で健康づくりを楽しむ仲間をつくりませんか？

▶期日 10月3日(木)、11月25日(月)、12月16日(月)、令和2年1月22日(水)、
2月12日(水)

▶時間 午前9時～午後1時(期日により異なります)

▶主な内容 子どもからお年寄りまでの健康な食事・食品表示・生活習慣病・運動などの講義と実習

▶場所 行方市保健センター(山田3282-10)

▶対象者 市内在住で、食生活や地域の健康づくりに関心があり、原則全ての講座に出席できる方

▶募集人員 20人(先着)

▶参加費 無料

▶申込締切 9月20日(金)

▶申込先 行方市保健センター ☎0291-34-6200



家庭教育支援員による「こんにちは訪問」を実施します

【問い合わせ】生涯学習課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

地域の子どもは地域社会全体で育てる



近年、共働き世帯やひとり親世帯の増加といった家族形態の変容や経済的な問題などにより、家庭生活に余裕のない家庭が増えつつあります。また、地域社会のつながりの希薄化等を背景として、保護者が子育ての悩みや不安を抱えたまま、相談する相手がいなくて地域で孤立してしまうこともあります。

市では、保護者の皆さんが子育てに関する悩みや不安を相談できる場を提供し「子どもの育ち」を支えることを目的に「訪問型家庭教育支援事業」を実施していきます。

本年度は、市内在住の小学校1学年在籍児童の家庭全戸を「家庭教育支援員」が訪問します。子育て中の保護者の皆さんと家庭教育支援員が気軽にお話をするものです。必要があれば、関係機関や交流の場へつなぐこともできます。

家庭教育支援員とは…

地域の子育て経験者や教員OBをはじめとする地域の人材を中心に参画を得て、家庭教育支援チームをつくり、チーム員が家庭を訪問して保護者の子育てに関する相談や家庭教育に関する情報の提供を行います。

▶**対象** 市内在住 小学1年生の家庭（全戸訪問）

▶**組織** 家庭教育支援チーム員（2人体制の3チーム）

▶**時期** 9月から11月にかけて麻生地区、北浦地区、玉造地区の順に訪問予定です。必ずしも、自宅でお待ちいただく必要はありません。不在の場合は情報チラシを置いていきます。

▶**内容**

郵送または小学校を通して、小学1年生保護者へ訪問期間の通知をします。
訪問期間中は、必ずしも自宅でお待ちいただく必要はありません。

家庭教育支援員2人が、訪問期間内に各家庭を訪問します。
もし、子育ての悩みや相談事などがありましたら、気軽にお話ください。

不在時には、ポストなどに家庭教育に関するチラシを入れておきます。
何かあれば、遠慮なくご連絡ください。

子育ての悩みや相談したいことがあっても、自分から各機関へなかなか行けないものです。そんなとき、話し相手が家まで来てくれたらどうでしょうか。

家庭教育支援員の役割は、皆さんと同じ目線に立ち、寄り添うことを第一とする話し相手です。



全国一斉

「子どもの人権110番」強化週間

【問い合わせ】総合窓口課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

「いじめ」や児童虐待など、子どもをめぐるさまざまな人権問題に取り組むため、全国一斉「子どもの人権110番」を実施し、悩みを持ったお子さまや保護者の方からの相談に応じます。

秘密は守られますので、安心してご相談ください。

- ▶期間 8月29日（木）～9月4日（水）
- ▶時間 午前8時30分～午後7時 ※ただし、土・日曜日は午前10時から午後5時まで
- ▶電話番号 0120-007-110（全国共通フリーダイヤル）
- ▶実施機関 水戸地方法務局・茨城県人権擁護委員連合会
- ▶相談員 法務局職員・人権擁護委員

3地区公民館の臨時休館のお知らせ

麻生公民館・北浦公民館・玉造公民館は次のとおり臨時休館します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ▶休館日 8月13日（火）

【問い合わせ】

行方市教育委員会 麻生公民館 ☎0299-72-1573
北浦公民館 ☎0291-35-3777
玉造公民館 ☎0299-55-0171

全国家計構造調査にご協力ください

【問い合わせ】情報政策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

10月から11月までの2カ月間、2019年全国家計構造調査が実施されます。

8月から事前調査のため、調査員が対象世帯を訪問する場合がございますので、ご協力をお願いします。

▶調査対象地区

- ・麻生地区の一部
- ・両宿地区の一部
- ・次木地区の一部



障害者相談員を紹介します

【問い合わせ】社会福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

本市では、障害者相談員として、身体障害者相談員3人、知的障害者相談員3人が委嘱されています。相談員は障害がある方々の立場に立ち、地域で身近な相談相手として活動しています。お気軽に相談してください。

▶身体障害者相談員

伊藤伸一郎 ☎0299-72-1487
原喜美子 ☎0291-35-0235
後藤芳夫 ☎0299-57-0926

▶知的障害者相談員

宮内文子 ☎090-4706-4043（携帯）
出久根さゆり ☎0291-35-3066
前島和子 ☎0299-56-0916

※任期は、2020年3月31日までです。

身体障害者のための結婚相談・各種相談（無料）

一般社団法人茨城県身体障害者福祉協議会では、茨城県からの委託・補助を受け身体に障害のある方々がよき配偶者に恵まれ幸せな結婚ができるように「結婚相談」を行っています。

「結婚相談」は結婚を希望する身体障害者の方に、面談の上、会員登録をしていただきます。会員登録者には交流会（集いの場）の開催をご案内します。

「各種相談」は、身体障害者の就労を始め生活全般に係る相談について、各種支援制度や機関をご案内しています。

▶相談日 月曜日から金曜日 午前10時～午後3時 ※祝祭日、年末年始は除く ※結婚相談は要予約

【問い合わせ】一般社団法人茨城県身体障害者福祉協議会（水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2階）

☎029-243-7010 FAX 029-243-7018

身体障害者巡回相談等のお知らせ

身体障害者の方の補装具の相談が実施されます。

▶期日 9月20日（金）午後2時～午後5時頃まで

▶対象 身体の障害等で困っている方、補装具等の相談

※相談人数が限られますので、1週間前までに必ず予約してください。

▶場所 行方市地域包括支援センター（旧玉造保健センター 玉造甲478-1）

▶相談料 無料

【問い合わせ】茨城県福祉相談センター ☎029-221-0800 FAX 029-221-0811

行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」



IBS 茨城放送（i-FM）（水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 119.7kHz、土浦・県西中継局 145.8kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPY パンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひろきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市）

■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

児童扶養手当現況届のお知らせ

【問い合わせ】こども福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

この現況届は、毎年1回、児童扶養手当の受給資格を有している全ての方にご提出いただくものです。現況届が未提出の場合、11月分（翌年1月支給分）以降の手当の判定を行うことができず、支給することができませんのでご注意ください。

なお、ご案内の通知は、8月中旬の発送を予定しています。通知を確認の上、現況届および必要な関係書類のご提出をお願いします。

▶集中受付期間

8月19日（月）～8月30日（金）※土・日曜日を除く

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

※下記期間については、こども福祉課（玉造庁舎）のみ受付時間を延長します。

8月28日（水）～30日（金）午後8時まで

▶受付窓口

行方市役所 こども福祉課（玉造庁舎1階）

麻生総合窓口室（麻生庁舎1階）

北浦総合窓口室（北浦庁舎1階）

※児童扶養手当は、毎年、本人の所得、扶養義務者の所得、事実婚の有無、年金受給の状況、その他から判断しています。以前、該当にならなくても今年度は該当になることもあります。児童扶養手当を請求されていない方で、該当すると思われる方はお問い合わせください。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金のお知らせ

【問い合わせ】こども福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

児童扶養手当の受給者のうち、対象者の方に対し臨時・特別の措置として給付金を支給します。

▶支給対象者（次の全ての要件を満たす方が対象です）

①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母

②基準日（令和元年10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない方

③基準日（令和元年10月31日）において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

▶支給額 17,500円

▶申請受付期間

8月19日（月）～12月19日（木）※土・日曜日、祝日を除く

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

※下記期間については、こども福祉課（玉造庁舎）のみ受付時間を延長します。

8月28日（水）～30日（金）午後8時まで

▶支給時期 児童扶養手当の令和2年1月の支払日と同日に支給

▶受付窓口

行方市役所 こども福祉課（玉造庁舎1階）

麻生総合窓口室（麻生庁舎1階）

北浦総合窓口室（北浦庁舎1階）

行方市温浴施設料金改定のお知らせ

日頃より、行方市温浴施設をご利用いただき、ありがとうございます。

今回、近年の原油高騰に伴う維持管理の費用の増加、また本年 10 月に予定されている消費税の拡大に伴い使用料の基準を見直し、本年 10 月 1 日から下記のとおり料金改定を実施させていただきます。

なお、すでに購入されている年間会員は、購入日から 1 年間有効であるため、改定日前に購入した年間会員期限までは有効とし、回数券についても使い切るまでは有効とし、改定分の差額はいただきません。

今回の改定により、利用者の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

◆あそう温泉「白帆の湯」使用料（令和元年 10 月 1 日～）

区分		新料金	内容
一般		740 円	入浴利用者 1 人当たり
子ども（小学生）または障がい者		310 円	
一般（夜間）		530 円	
子ども（小学生）または障がい者（夜間）		210 円	
通常回数券（一般）		7,400 円	各 11 枚つづり
通常回数券（子ども（小学生）または障がい者）		3,100 円	
夜間回数券（一般）		5,300 円	
夜間回数券（子ども（小学生）または障がい者）		2,100 円	
一般年間会員	市内	37,700 円	会員となった日から 1 年間有効 （入湯税別途支払い）
	家族	29,300 円	
	市外	45,100 円	
シルバー年間会員（65 歳以上）		29,300 円	
グループ年間会員		廃止	

霞ヶ浦が一望できるお風呂が自慢です。湖面に沈む夕日も絶景。サイクリングのひと休みにもぜひどうぞ！隣接のコテラスで、ゆっくりティータイムも楽しめます。（白帆の湯職員一同）



◆北浦荘使用料（令和元年 10 月 1 日～）

区分		新料金	内容
市内	子ども（小学生）	210 円	
	一般（中学生以上 65 歳未満）	420 円	
	65 歳以上	310 円	
市外	子ども（小学生）	210 円	
	一般（中学生以上）	420 円	
共通	障害者	210 円	
回数券	子ども（小学生）または障がい者	2,100 円	各 11 枚つづり
	一般（中学生以上）	4,200 円	
	市内 65 歳以上	3,100 円	
一般年間会員	市内	24,100 円	会員となった日から 1 年間有効 （入湯税別途支払）
	家族	19,900 円	
	市外	29,300 円	
シルバー年間会員（65 歳以上）		19,900 円	

アットホームな温かいおもてなしで、皆さまをお待ちしております。健康増進、日頃の疲れを癒やしに、ぜひお越しください。地元野菜も販売しています！（北浦荘職員一同）



※上記料金について、ふるさと住民票（カード）をお持ちの方は、市内料金が適用されます。

【問い合わせ】 商工観光課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111
あそう温泉 白帆の湯 ☎ 0299-80-6622
北浦荘 ☎ 0291-35-2821

令和2年4月採用 行方市職員採用試験（後期）

【問い合わせ】総務課人事グループ（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

令和2年4月採用の行方市職員採用試験（後期）を、次のとおり行いますのでお知らせします。

■試験区分および採用予定人員（学歴区分…A大学卒等 B短大・高校卒等）

試験区分	採用予定人員	学歴区分		受験資格
		A	B	
一般事務	5名程度	平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人、または令和2年3月31日までに卒業見込みの人	平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校もしくは短期大学を卒業した人、または令和2年3月31日までに卒業見込みの人	平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校、短期大学もしくは大学を卒業した人、または令和2年3月31日までに卒業見込みの人で、次の（1）～（3）のすべてに該当する人 （1）令和元年8月30日（受付期間終了日）までに次に掲げるいずれかの手帳の交付を受けている人 ア 身体障害者手帳 イ 療育手帳 ウ 精神障害者保健福祉手帳 （2）通常の勤務時間（原則として週38時間45分、1日7時間45分）に対応できる人 （3）活字印刷文による出題に対応できる人

上記の受験資格に該当する人であっても、次のうちいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 成年被後見人または被保佐人
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人

エ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人

オ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

■試験日

【第1次試験】

教養試験（論文・作文を含む）・職場適応性検査
10月20日（日）

▽会場 北浦公民館（山田2175）

【第2次試験】

集団討論試験・面接試験
11月下旬予定

■受付期間

8月1日（木）～8月30日（金）

■申込書の請求方法

市のホームページから所定の用紙をダウンロードするか、市総務部総務課人事グループに請求してください。

郵便で請求する場合は、封筒の表に（職員採用試験申込書請求）と朱書きし、あて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角2サイズ）を必ず同封してください。

なお、申込書は、玉造庁舎総合窓口課、北浦庁舎総合窓口室にも配置してあります。

■資料請求・問い合わせ

行方市総務部総務課人事グループ
〒311-3892
行方市麻生1561番地の9
☎0299（72）0811

※試験案内は、行方市ホームページ（<http://www.city.namegata.ibaraki.jp>）からもご覧いただけます。

／私たちと一緒に働きませんか！／



本年4月採用の市職員

税金のお知らせ

今月の税金等

○市・県民税 第2期 ○国民健康保険税 第2期
○介護保険料 第3期 ○後期高齢者医療保険料 第2期
納付期限（口座振替日）は9月2日です。

徴収業務の一元化による滞納者対策に取り組みます

平成31年4月に行方市債権管理条例が施行されたことにより、市の債権管理の適正化が進められています。これに伴い、収納対策課では市税徴収のほか、介護保険料および後期高齢者医療保険料の徴収業務を一元化して、効率的な滞納整理を実施していきます。また、今後は、公課（地方税または国税の例により滞納処分ができる債権）の徴収について、一定の条件のもと各課から徴収業務を引き継ぎ、財産の差押えなどの滞納処分を行う方針です。

市の債権について、納付が困難な事情のある方は、お早めにご相談ください。

【令和元年度 一元徴収債権】

・市税 ・国民健康保険税 ・介護保険料 ・後期高齢者医療保険料

不動産公売の案内

差押不動産の入札による公売を実施します。買受を希望する方は、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページで詳細をご確認の上、入札してください。

- 公売日時 10月3日（木）
■受付 午後0時50分 入札説明 午後1時
■入札開始 午後1時20分 入札終了 午後2時
■場所 行方市情報交流センター（麻生1570番地1）
（旧麻生保健センター）
■執行機関 行方市

■公売対象不動産

売却区分番号 公告番号	所在	地番	地目	地積（㎡）	見積金額（円）	公売保証金（円）
19-11 公告5号	小貫字ユツフサブ	966番7	畑	5105	1,280,000	130,000
19-12 公告6号	小貫字切境	106番1	田	1415	330,000	40,000
19-13 公告7号	井上藤井字六十塚	252番	畑	1816	430,000	50,000
19-14 公告8号	山田字公ヶ崎	580番3 ほか10筆	宅地	計2113.93	2,470,000	250,000

■農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する「買受適格証明書」の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階 ☎0291-35-2111）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。

■公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等、買受人となることができない方は参加できません。

■市では、買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。

■公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

【問い合わせ】 収納対策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

平成31年4月～6月末現在 差押件数120件
平成30年度 市税徴収率 99.48%